# 臨時株主総会 招集ご通知

日時

2023年2月17日(金曜日) 午前10時

場所

富山県富山市総曲輪一丁目5番24号 TAMURA BUILDING 1階

# 議決権行使期限

2023年2月16日 (木曜日) 午後5時40分

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくこともご検討いただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご活用くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用 意はございません。



#### 【重要なお知らせ】

# 臨時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた株主総会における当社の対応について、下記のとおり ご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解とご協力をお願い申しあげます。

#### (1) 株主様へのお願い

- ・今回の株主総会につきましては、株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態に関わらず、株主 総会へのご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方は、ご来場をお控えいただくことをお 勧めいたします。
- ・議決権の行使につきましては、<u>書面またはインターネット等による議決権行使が可能ですので、</u> 是非そちらのご利用もご検討くださいますようお願いいたします。
  - ※議決権行使の方法につきましては、2頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

#### (2) ご来場される株主様へのお願い

- ・会場入り口にてサーモグラフィ等で体温を確認させていただきます。**体調不良と見受けられる方** には、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクの着用や、アルコール消毒液の使用等、感染防止 のための措置にご協力ください。
- ・駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

#### (3) 当社の対応について

- ・当社役員及び運営スタッフは、原則マスク着用で応対させていただきます。
- ・受付や会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事は、新型コロナウイルス感染対策の観点から短縮して行う予定です。
- ・密集とならないよう、会場内の座席は間隔を空けて配置するため、座席数が少なくなっております。 **入場制限をさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください**。
- ・感染防止及び株主様全体の公平性等への配慮から、<u>ご出席の株主様へのお土産の配布は取り止め</u> <u>させていただきます。</u>

なお、今後の状況により、株主総会の運営方法について変更等がある場合には、当社ウェブサイト (https://www.nichiiko.co.jp/) にてご案内いたしますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

株主各位

富山市総曲輪一丁目6番21

# 日医工株式会社

代表取締役社長 田 村 友 一

# 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、「4. 議決権行使についてのご案内」に記載のいずれかの方法により議決権を 行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年2月16日 (木曜日) 午後5時40分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2023年2月17日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 富山県富山市総曲輪一丁目5番24号 TAMURA BUILDING 1階
- 3. 目的事項 決議事項

第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行①の件

第2号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

第3号議案 第三者割当増資による募集株式の発行②の件

第4号議案 資本金の額の減少の件

第5号議案 資本準備金の額の減少の件

第6号議案 剰余金の処分の件

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第8号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第9号議案 株式併合の件

第10号議案 単元株式数の定め等の廃止に関する定款一部変更の件

- 4. 議決権行使についてのご案内
  - (1)書面(郵送)による議決権行使の場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月16日(木曜日)午後5時 40分までに到着するようご返送ください。
  - (2) インターネット等による議決権行使の場合 インターネット等により議決権を行使される場合には、32頁から33頁の【インターネット等による議 決権行使のご案内】をご高覧の上、2023年2月16日(木曜日)午後5時40分までに議案に対する賛否 をご入力ください。

以上

- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ○株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (https://www.nichiiko.co.jp/)

# 株主総会参考書類

#### 第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯

当社は、2021年3月に富山県より、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく業務停止処分を受けました。また、業務停止処分を受けた富山第一工場において、製造する全製品について、厳しい品質評価等を行いながら、順次、生産・出荷を再開してはおりますが、同工場ではいまだ一部の製造予定品目については出荷再開には至っておりません。また、2020年12月、小林化工株式会社(以下「小林化工」といいます。)における生産・出荷停止の影響により、当社の連結子会社であるエルメッド株式会社(以下「エルメッド」といいます。)が同社に製造委託していた製品の販売が中止となりました。その結果、富山第一工場及び小林化工における品質問題に起因して当社の売上高が減少しております。また、毎年実施される薬価引き下げにより、収益構造の悪化が発生しております。

更に、2022年3月期において、北米事業にて投資を継続してきた、バイオシミラー(バイオ医薬品の後続品)、オーファンドラッグ製剤(希少疾病治療薬)の開発計画全体を見直したことに起因して、北米事業における投資に伴い計上していたのれん、バイオシミラー・オーファンドラッグ製剤等の開発に係る無形資産を中心に84,130百万円の減損損失を2022年3月期において計上することとなり、2022年3月期は、104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下いたしました。その結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとして、2022年3月期の当社の連結財務諸表及び財務諸表の注記において、「継続企業の前提に関する注記」を記載することとなりました。また、2022年11月8日付「減損損失の計上に関するお知らせ」、2022年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや(2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失)、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準(IFRS)に基づき減損テストを実施した結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失を計上し、親会社の所有者に帰属する四半期損失54,817百万円を計上した結果、35,626百万円の債務超過となりました。

当社は、このような厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と 財務体質の抜本的な改善を目指すため、2022年5月13日開催の取締役会において、産業競争力強化法に基づく 特定認証紛争解決手続(以下「本事業再生ADR手続」といいます。)の利用申請を決議し、事業再生実務家 協会(同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事 業者としての認定を受けている団体です。)に対し、本事業再生ADR手続の利用についての正式な申請を行 い、同日付で受理されました。

その後、当社は、2022年5月26日に、本事業再生ADR手続の全対象債権者(以下「本対象債権者」といいます。)の出席の下、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1

回債権者会議)を開催し、その後、当社は、本対象債権者による債務免除の合意等を含む事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」といいます。)を策定し、2022年11月16日に事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2022年12月28日に開催した事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本対象債権者から合意をいただき、本事業再生計画が成立いたしました。

当社は、本事業再生計画案の策定にあたっては、当社の置かれた厳しい経営状態から脱却し、より強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善及び持続的成長を目的として、資本増強を伴った財務体質の抜本的な改善を実現すべく、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、また、ファイナンシャル・アドバイザーとしてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。)をそれぞれ起用した上で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、本事業再生ADR手続の利用についての正式な申請以降、事業会社及び金融投資家を含む約40社のスポンサー候補に対して、スポンサー候補としての出資検討を依頼してまいりました。

かかるスポンサー探索の結果、株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ(以下「JWP」といいます。)が管理・運営する合同会社ジェイ・エス・ディー(以下「割当予定先」といいます。)を含む数社のスポンサー候補から最終的な意向表明を受領するに至りました。その後、当社は、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討を行った結果、割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断いたしました。なお、JWPは当社の再生に向けて、JWPが持つ幅広いネットワークと豊富な実績に基づく、着実な事業戦略の策定、経営管理体制の強化及び財務再構築支援等を通じ、当社が有する課題の解決と本来価値の具現化が重要であると考えているとのことです。

割当予定先は、当社に対するスポンサー支援に係る提案を行うにあたって、当社が再生を果たすためには、後発医薬品業界内だけの発想にとらわれず、外部業界からの知見とネットワーク等を積極的に取り入れることで、①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上を実現することが重要であるとの考えに至ったとのことです。具体的には、①品質保証・品質管理体制の強化に関しては、人材登用、管理プロセスの高度化等を通じた当社単独での強化に加えて、第三者との生産面・品質保証面での人的交流等、当該第三者の有する知見の積極的な取り込みにより、確かな品質の医薬品を安定的に供給可能な体制の構築と迅速な全製造予定品目の製造を再開することが重要であると考えているとのことです。また、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上に関しては、2021年8月に資本業務提携契約を締結した株式会社メディパルホールディングス(以下「メディパル」といいます。)との連携を通じて「計画発注、計画生産」を始めとした提携モデルを具体化し、需要に即した生産体制を構築することにより販売・生産効率の向上を実現することが重要であるとの考えに至ったとのことです。加えて、これらの抜本的な構造改革を実現する

上で、運転資金及び設備投資資金が必要であり、200億円規模の資本注入が必要であるとの考えに至ったとのことです。

更に、当社の時価総額に比してこのような大規模な資本注入を行う前提としては、割当予定先としては、当社を取り巻く厳しい経営環境や不確実性に照らして、当社を非公開化して迅速かつ抜本的な再生施策を実行する体制を構築することが必要と考えたとのことです。

具体的には、割当予定先としては、上場を維持した上での大規模な増資では、当社の少数株主の保有株式は 大幅に希薄化されるのみであり、かつその後の事業構造改革は、中長期的には当社事業の改善に資すると考え ているものの、短期的には収益性が悪化し、また、事業構造改革が奏功しない場合のリスクも存在することか ら、当社が上場を維持したまま事業構造改革を実施し、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすことは 適切ではなく、当社の少数株主の皆様に対して合理的な対価を支払った上で、当社を非公開化することが当社 の少数株主の利益にも資すると考えたとのことです。特に、割当予定先としては、当社が、2022年3月期にお いて、104.984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した結果、親会社所有者帰属持分比率は 2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下しており、また、2022年11月8日付「減損損失の計 上に関するお知らせ」、2022年11月14日付「(開示事項の経過)減損損失の計上に関するお知らせ」及び2022 年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び 2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや(2022年3月期は38,998百万円、 2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失)、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会 計基準(IFRS)に基づき減損テストを実施した結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sag entグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失を計上し、親会社の所有者に帰属する四半期 損失54,817百万円を計上した結果、35,626百万円の債務超過となっている現状及び将来のキャッシュ・フロー を踏まえると、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額 の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、当社の実勢の株式価値は市場価格に比して著しく低く、かつ 仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、 この段階で、当社の少数株主に対して割当予定先による第三者割当増資における払込金額に対してプレミアム を付した金額を支払うことは、当社の少数株主に対しても救済策となるものであると考えたとのことです。

当社は、割当予定先からの2022年9月26日付のスポンサー支援に係る提案は、当社の既存株式の大幅な希薄化のみならず、当社の非公開化も含むものであり、当社の少数株主の皆様にも重大な影響を与えるものであったため、慎重な検討を行いました。

まず、当社は、割当予定先の提案に先立ち、複数のスポンサー候補とも接触し、当社に対する支援の可能性について協議し、スポンサー選定において、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から総合的に検討を行った結果、割当予定先が最適のスポンサー候補であると判断いたしました。

また、当社は、2022年10月中旬以降、割当予定先と再生施策の検討を進める過程で、当社が再生を果たすた めには、品質保証・品質管理体制の強化、特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上等の迅速かつ抜 本的な事業改革が必要不可欠と考えるに至り、割当予定先の提案内容は、当社の中長期的な成長を実現するた めに現実的かつ具体的な内容を示すものとして、当社の考え方と整合していると判断いたしました。また、当 社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期 に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念 があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下 で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供 可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサ ーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中 長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から、当社にとって最 も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、 最終的に合意されたものであることから、当社が当社の少数株主の皆様に提供できる最善の条件であると判断 いたしました。更に、当社としては、割当予定先による当社の完全子会社化及び上場廃止により、割当予定先 と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略(上記に記載の①品質保証・品質管理体制の強化、②特定 卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上)を推進することが、当社グループの事業継続及び中長期的な 成長に最も資するとともに、当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考 えられることから、最善の選択肢であるとの判断に至りました。また、割当予定先からは、当社の完全子会社 化後は、中長期的な視野に立った当社の成長の実現に向けて、当社グループと「WPが協働して、上記に記載 の①品質保証・品質管理体制の強化、②特定卸との関係強化を通じた販売・生産効率の向上に取り組む強い意 向の表明を受けており、割当予定先は最善のスポンサー候補であるとの判断に至っております。

以上の観点から、当社は、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、割当予定先からのスポンサー 支援に係る提案が当社の企業価値向上のためには最善の選択肢であり、かつ、当社の現状に鑑みると、当社の 少数株主の皆様にとっても最善の選択肢であると考えております。

当社は、2022年11月14日付で割当予定先との間でスポンサー契約を締結し、これに基づいて割当予定先を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当増資による当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。なお、本第三者割当増資は、第1号議案に記載のとおり、本第三者割当増資①及び本第三者割当増資②により行われます。)を実施いたします。また、当社は、当社の株主を割当予定先のみとするために、本第三者割当増資の実行後において、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様に対し、総額で約25億円(1株当たり36円)の金銭を交付すること(以下「本株式併合」といいます。)を実施いたします。

当社は、本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、割当予定先が当社を完全子会社とすること(以下「本完全子会社化取引」といいます。)並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提としています。

当社は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案(第1号議案及び第3号議案)、本第三者割当増資の実施に必要となる当社の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案(第2号議案)、本新株式の払込みを停止条件として、資本金及び資本準備金の額を減少し(以下「本資本金等の額の減少」といいます。)、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損を填補すること(以下「本剰余金の処分」といいます。)に係る議案(第4号議案乃至第6号議案)及び本新株式の払込みを停止条件とする割当予定先の指名する者の当社取締役の選任に係る議案(第7号議案及び第8号議案)(以下「本第三者割当増資関連議案」といいます。)、並びに本株式併合に係る議案(第9号議案)及び単元株式数の定め等の廃止に関する定款の一部変更に係る議案(第10号議案)(以下、本第三者割当増資の実行は、本臨時株主総会付議議案」といいます。)をご提案いたします。本第三者割当増資の実行は、本臨時株主総会付議議案が本臨時株主総会において承認可決されること等を条件としており、また、本株式併合の効力発生は、本第三者割当増資が実行されることを条件とするものです。

株主の皆様におかれましては、次頁以降の各議案の内容をよくお読みいただき、何卒趣旨をご理解のうえ、 全ての議案につきましてご承認賜りますようお願い申しあげます。

#### 第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行①の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の概要にて第三者割当増資による募集株式の発行(以下「本第三者割当増資①」といいます。以下、本第三者割当増資①により発行される新株式を「本新株式①」といいます。)を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当増資①及び第3号議案に記載の本第三者割当増資②(以下、総称して「本第三者割当増 資」といいます。)に伴い発行される本新株式633、462、300株(議決権数6、334、623個)は、2022年9月30日現 在の当社の発行済株式総数71,382,652株(2022年9月30日現在の総議決権数703,847個)の887.42%(議決権 における割合900.00%)に相当いたします。このように、本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上にな り、また、支配株主の異動を伴うことから、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいま す。)の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本議案及び第3号議案についての 株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。なお、本第三者割当増資は、大規模な希薄化と支 配株主の異動を伴うのみならず、その後に割当予定先による当社の完全子会社化及び当社普通株式の上場廃止 が予定されていることから、当社の少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程 の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、割当予定先及び当社の経営者から一定程度独立した者として、東 京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役である今村元氏(弁護士)及び当社社外取締役 (監査等委員) である堀仁志氏(公認会計士)、並びに本件に類似する構造的な利益相反関係のある取引に特 別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者として若槻哲太郎氏(弁護士、村田・若槻法律 事務所)の3名で構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本第三者割当増資 の必要性及び相応性、並びに、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にとって不利益で はないかに関する意見(以下「本諮問事項」といいます。)を諮問し、2022年11月14日付で、本第三者割当増 資には必要性及び相当性が認められ、また、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にと って不利益とは認められない旨の意見を取得しております。

- 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由
- (1) 第三者割当増資による新株式発行の目的及び理由
- ① 本第三者割当増資に至る経緯 上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」をご参照ください。

#### ② 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、本第三者割当増資の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いましたが、その際、上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社の財務体質の抜本的な改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなければ、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することを踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

この点、例えば、公募増資による普通株式の発行については、2022年11月14日付「第59期第2四半期報告書」にて公表のとおり、当社の2023年3月期第2四半期連結財務諸表の注記において、「継続企業の前

提に関する注記」を記載しているとともに、当社は35,626百万円の債務超過に陥ることとなったことから、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断いたしました。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対して、第三者割当増資は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって適切な選択肢になり得ると考え、当社にとって有利な条件での資金調達の可能性を求めて、スポンサー探索を行い、その他の複数のスポンサー候補との間でも出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性についての検討を続けた結果、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間で本第三者割当増資について協議を開始いたしました。その後、割当予定先からの提案内容を踏まえつつ、当社と割当予定先との間で最適な出資規模・形態について協議及び交渉を続けた結果、割当予定先に対する第三者割当増資の方法による本新株式の発行により、総額200億円の出資を受けることが、現時点で当社がとり得る最善の選択肢であるとの判断に至りました。

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有すること となる議決権数は6.334.623個であり、その場合の当社の総議決権数(2022年9月30日現在の当社の総議 決権数 (703,847個) に当該議決権数を加えた数である7,038,470個) に対する割合は90.00%となり、割 当予定先は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当いたします。この点に関して、2022 年11月14日開催の取締役会において、当社の取締役監査等委員3名(うち社外取締役監査等委員2名) は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、割当予定先に対する本第三者 割当増資によって資本調達を行い、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受けることは、現在の 当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本第三者割当増資における払込金額及び本株式併合に伴う 端数処理を通じて当社の少数株主に支払われる金額は、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援を受 けるために本対象債権者から相当額の債務免除等の合意を得る必要がある状況に照らし、株式会社赤坂国 際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)から本特別委員会を通じて提出を受けた2022年11月14日付 「株式価値算定書」(以下「本株式価値算定書」といいます。)に記載されている当社普通株式の株式価 値の算定結果及び本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により当社の少数株主の皆様に交付 することが見込まれる金銭の額が、割当予定先を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨の 2022年11月14日付意見書(フェアネス・オピニオン)(以下「本フェアネス・オピニオン」といいま す。)に記載されている意見の内容を踏まえて当社取締役会において決定されていることから、相当であ ると認められ、これらの点に鑑みると、本完全子会社化取引を通じたスポンサー支援は、当社にとって必 要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する 割当予定先に対する本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締 役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

#### (2) 発行条件等の合理性

- ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容
  - ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、出資の方法及び内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、各スポンサー候補との間で真摯な協議を行いました。その結果、本対象債権者に要請する金融支援の内容、当社に提供可能な資本性資金の金額の多寡、当社が希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社が再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等の観点から、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として、スポンサー候補である割当予定先が提示した約31.57円を本新株式の払込金額として決定いたしました。

本新株式の払込金額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の前営業日である2022年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」といいます。)362円に対しては、91.28%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウントの数値(%)において同じとします。)のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2022年10月12日から2022年11月11日まで)の終値単純平均値である441円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対しては92.84%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2022年8月12日から2022年11月11日まで)の終値単純平均値である415円に対しては92.39%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2022年5月12日から2022年11月11日まで)の終値単純平均値である389円に対しては91.88%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を行い、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものであり、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、200億円規模の資本性資金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しております。

#### イ、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当該払込金額は、市場価格から乖離した価格となるため、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合に係る端数処理により株主の皆様に交付することが見込まれる金銭(以下「本株式併合交付見込金額」といいます。)についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼いたしました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当増資に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。なお、赤坂国際会計の報酬は、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の成立を条件とする成功報酬は含まれておりません。

赤坂国際会計は、当社普通株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会 社比較法、③ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各算定 方法のうち、DCF法を採用して、当社普通株式の株式価値の算定を行い、本特別委員会は、赤坂国際 会計から2022年11月14日付で、本株式価値算定書を取得しております。

また、本特別委員会は、赤坂国際会計から本フェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲 は以下のとおりです。

DCF法: 0円~41円

赤坂国際会計が当社普通株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法については、本株式価値算定書作成時点において、当社の業績見通し等が公表されていないことや、既に公表された本事業再生ADR手続に関する楽観的なシナリオに基づく投機的な取引が価格形成に一定の影響を与えている可能性があること等から、本事業再生ADR手続が成立しなかった場合や本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が実施されない場合に想定される、当社の事業継続に及ぼす重要な影響が市場株価に十分に反映されていない可能性が高いと考えられ、市場株価平均法を採用する前提となる適切な情報開示がなされていないことによる株価への影響が無視し得ないものであると考えられることから、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該算定手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等が、当社においては、直近でいずれもマイナスとなることが見込まれており、適切に類似会社比較法を採用することが困難であると考えられるため、当該算定手法を採用しないものと説明されております。

一方、当社普通株式の株式価値の算定に採用されている③DCF法については、事業の将来のキャッシュ・フロー(収益力)に基づく算定手法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本株式価値算定書においては、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値を算定するものと説明されております。

DCF法では、当社が作成した2023年3月期から2027年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2023年3月期第2四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト(WACC)である9.3%~11.5%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を $\Delta$ 1.0%~1.0%として算定し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は、0円から41円と算定されています。

赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりです。 また、当該財務予測は、本対象債権者に対して要請することとなる債務免除、本第三者割当増資を含む本完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2023年3月期においては、富山第一工場の生産再開、メディパルとの「計画発注、計画生産」(注)を進捗させること等の生産・販売の改善効果に加えて、固定費削減、経費削減、プロダクトミックスの改善等のコスト削減施策を実施することにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、2024年3月期から2027年3月期の各期においては、メディパルとの「計画発注、計画生産」、固定費削減、経費削減、プロダクトミックスの改善等のコスト削減施策の更なる進捗により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。

また、本件の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味されておりません。

(単位:百万円)

	2023年3月期 (9ヶ月)	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高	141, 878	135, 379	118, 998	119, 140	119, 431
営業利益	△7, 481	△947	6, 877	10, 384	12, 971
EBITDA	△3, 224	3, 451	11, 496	15, 431	18, 214
フリー・キャッシュ・フロー	△6, 623	37, 276	9, 595	5, 644	7, 931

(注) 「計画発注、計画生産」とは、メディパルグループの医療用医薬品等卸売事業会社が、当社に対して計画的な発注を行うことで、当社における生産スケジュールの適正化及び効率的な在庫管理につなげることを企図した施策をいいます。

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しておりますが、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中又は計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難となる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されています。

#### ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

上記のとおり、当社が、本特別委員会を通じて第三者算定機関から取得した本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンに照らしても、当社としては、本第三者割当増資における払込金額(約31.57円)は、妥当な金額であると判断しております。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本臨時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本第三者割当増資による普通株式の発行の条件といたしました。

#### ② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に伴い発行される本新株式数は633,462,300株(議決権数は6,334,623個)で、2022年9月30日現在の当社発行済株式総数71,382,652株に対する比率は887.42%、2022年9月30日現在の当社議決権総数703,847個に対する比率は900,00%であります。

このように本第三者割当増資により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社には多額の資金調達の必要性が認められるところ、本第三者割当増資の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②割当予定先に対する本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議及び割当予定先との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社普通株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えております。

また、本第三者割当増資に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、当社が債務超過に陥ることとなった中において、本臨時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、更に、本株式併合に伴い、当社の少数株主の皆様に対しては最終的に本第三者割当増資における本新株式の払込金額(約31.57円)に対して14.02%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、払込金額に対するプレミアムの数値(%)において同じとします。)のプレミアムを付した額の金銭(36円)が支払われ、かかる金額は、上記のとおり、大規模な資金注入が実現できない場合、当社の業績及び財務状態が悪化し、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、本対象債権者に対し相当額の債務免除を要請する中で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を経て、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであることから、当社が当社の少数株主の皆様に提供できる最善の条件であると考えております。

- 2. 本新株式①の発行概要
- (1)募集株式の種類及び数普通株式 126,692,460株
- (2) 払込金額 1 株につき633,462,300分の200億 円(約31.57円)
- (3) 払込金額の総額 4,000,000,000円
- (4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額 増加する資本金の額 2,000,000,000円 増加する資本準備金の額 2,000,000,000円
- (5) 払込期間 2023年3月1日(水曜日)から2023年3月31日(金曜日)まで
- (6) 募集方法 第三者割当増資の方法により全株式 (126,692,460株) を合同会社ジェイ・エス・ディーに割り当て る。
- (7)上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における第1号議案から第10号議案の承認を条件としております。

#### 第2号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

本第三者割当増資による本新株式の発行を可能とするため、現行定款第7条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の93,500,000株から750,000,000株に変更するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

なお、会社法第113条第3項によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(71,382,652株)を前提とすれば、一度の定款変更で、本第三者割当増資による本新株式の全部を発行するために必要な発行可能株式総数の増加を行うことはできません。そのため、下記のとおり、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施いたします。具体的には、まず、2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数(71,382,652株)の4倍を超えない範囲での定款変更(1)を行い、次に、本第三者割当増資①に係る本新株式126,692,460株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を750,000,000株とする旨の定款変更(2)を行います。本第三者割当増資②に係る本新株式506,769,840株の発行は、定款変更(2)の効力発生を条件として行われ、本第三者割当増資①に係る本新株式126,692,460株の発行、定款変更(2)の効力発生及び本第三者割当増資②に係る本新株式506,769,840株の発行は、全て同日に行われます。

#### (1) 定款変更(1) の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第7条 当会社の発行可能株式総数は、	(発行可能株式総数) 第7条 当会社の発行可能株式総数は、
93,500,000株とする。	<u>200,000,000</u> 株とする。

#### (2) 定款変更(2) の内容

(下線は変更部分を示します。)

定款変更(1)による変更後の定款	追 加 変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第7条 当会社の発行可能株式総数は、	第7条 当会社の発行可能株式総数は、
200,000,000株とする。	750,000,000株とする。

#### 第3号議案 第三者割当増資による募集株式の発行②の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の概要にて第三者割当増資による募集株式の発行(以下「本第三者割当増資②」といいます。以下、本第三者割当増資②により発行される新株式を「本新株式②」といいます。)を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、第1号議案に記載の理由により、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、第1号議案及び本議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

「第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由 (1)第三者割当増資による新株式発行の目的及び理由 (2)発行条件等の合理性」に記載のとおりです。

#### 2. 本新株式②の発行概要

- (1)募集株式の種類及び数普通株式 506,769,840株
- (2) 払込金額

1株につき633,462,300分の200億円(約31.57円)

- (3) 払込金額の総額 16,000,000,000円
- (4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額 増加する資本金の額 8,000,000,000円 増加する資本準備金の額 8,000,000,000円
- (5) 払込期間 2023年3月1日(水曜日)から2023年3月31日(金曜日)まで
- (6) 募集方法 第三者割当増資の方法により全株式(506,769,840株)を合同会社ジェイ・エス・ディーに割り当て る。
- (7) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本臨時株主総会における第1号議案から第10号議案の承認、並びに第2号議案に係る定款の一部変更の効力発生を条件としております。

#### 第4号議案 資本金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性・機動性及び財務内容の健全化を図ることを目的として、会社法第447条第1項の 規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本議案の資本金 の額の減少は、本新株式の払込みを停止条件といたします。

(1)減少する資本金の額

資本金の額35,975,865,942円を35,875,865,942円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額35,875,865,942円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 2023年3月31日 (予定)

#### 第5号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性・機動性及び財務内容の健全化を図ることを目的として、会社法第448条第1項の 規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、本議案の資 本準備金の額の減少は、本新株式の払込みを停止条件といたします。

(1)減少する資本準備金の額

資本準備金の額34,511,608,492円を34,411,608,492円減少して100,000,000円とし、減少する資本準備金の額34,411,608,492円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(2)資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 2023年3月31日(予定)

#### 第6号議案 剰余金の処分の件

第4号議案及び第5号議案がご承認された場合、その他資本剰余金が70,287,474,434円増加しますが、繰越 欠損を填補し、資本構成の是正を図る目的から、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金 のうち40,844,719,767円を欠損填補のため繰越利益剰余金に振り替えることにつきご承認をお願いするもので あります。なお、本議案は、第4号議案及び第5号議案を原案どおり承認可決いただき、その効力が発生する ことを停止条件といたします。

- (1) 増加する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金 40,844,719,767円
- (2)減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 40,844,719,767円

## 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

本新株式の払込みを停止条件として、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。 取締役候補者は、次のとおりであります。

(= 1 b t)				
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式数	
		1983年4月 山之内製薬株式会社 (現・アステラス製薬株式会社) 入社		
	いわ もと しん ご 岩 本 紳 吾	2004年10月 Astellas Pharma Philippines, Inc.代表取締役社長		
	岩 本 紳 吾 (1960年7月20日生)	2011年10月 アステラス製薬株式会社営業戦略部管理グループ部長		
	(1960年7月20日生)	2012年4月 アステラス製薬株式会社メディカルアフェアーズ部長	- 株	
		2014年4月 テバ製薬株式会社営業本部長		
1	新任	2016年5月 アスペンジャパン株式会社代表取締役社長		
		2020年4月 サンド株式会社代表取締役社長		
	(取締役候補者とした理由	等)		
		入社以来、長年医薬品業界で要職に就き、業界の幅広い知見と豊富なネッ」	トワークを有して	
		験も長く、豊富な経営経験、高い見識、強いリーダーシップ等は、当社の美	,	
		判断し、取締役候補者といたしました。		
	70.111111111111111111111111111111111111	1977年4月 株式会社三星堂(現・株式会社メディパルホールディング		
		ス) 入社		
		2004年 7 月 株式会社クラヤ三星堂 (現・株式会社メディパルホールデ		
		イングス)執行役員		
		2007年6月 株式会社メディセオ・パルタックホールディングス(現・		
		株式会社メディパルホールディングス)取締役		
	ちょう ふく やす ひろ	2009年10月 株式会社メディセオ取締役		
	ちょう     ふく     やす     ひろ       長     福     恭     弘	2010年6月 同社常務取締役		
	(1954年12月8日生)	2012年4月 同社代表取締役社長	- 株	
		6月 株式会社メディパルホールディングス医薬事業担当(現任)		
	新任社外	2016年6月 株式会社メディパルホールディングス専務取締役		
2		2019年6月 株式会社メディパルホールディングス取締役副社長(現任)		
		2022年4月 株式会社メディセオ代表取締役会長(現任)		
		(重要な兼職の状況)		
		株式会社メディパルホールディングス取締役副社長		
		株式会社メディセオ代表取締役会長		
	(社外取締役候補者とした)	理由及び期待される役割の概要)		
	株式会社メディパルホー	ルディングスの中核事業である医薬事業に関する深い知見を有し、業界トメ	ップの医薬事業担	
	当として業務執行に携わり	. 同グループの業績向上に取り組んでおります。また、同氏は、同グループ	プにて、率先して	
	コンプライアンス経営に取り組んでおり、高度な専門性及び経営に関する高い見識を有しております。当社グループが			
	社会から信頼される企業と	しての確固たる体制を構築していくうえで、当該見地に基づき当社経営に対	対する助言や監督	
	いただくことを期待し、社会	外取締役候補者といたしました。		

候補者	氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社		
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の 株 式 数		
		1990年4月 株式会社日本興業銀行入行			
		2000年2月 ゴールドマン・サックス証券会社入社			
		2003年5月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社			
		2006年11月 株式会社親和銀行(現・株式会社十八親和銀行)			
		常務取締役			
		2012年7月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役			
	しん めい たか し 新 名 孝 至	2014年2月 株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション取締役			
	新 名 孝 王 (1965年2月27日生)	(現任)	444		
		2020年11月 株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメント	- 株		
	新任 社 外 独 立	シニアアドバイザー(現任)			
3		2022年10月 株式会社ジェイ・エックス・ウィンド代表取締役社長			
		(現任)			
		(重要な兼職の状況)			
		株式会社ジェイ・ウィル・コーポレーション取締役			
		株式会社ジェイ・エックス・ウィンド代表取締役社長			
	(社外取締役候補者とした	理由及び期待される役割の概要)			
	ジェイ・ウィル・グルー	プ企業の取締役として、卓越した経営手腕を発揮し、グループ成長を実現	して参りました。		
	また、投資先の役員として	数多くの企業再生・企業価値向上を実現しており、豊富な経験と見識を有	しております。		
	当該見地に基づき当社経営	に対する監督、助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたし	ました。		
		1997年4月 中央監査法人(中央青山監査法人)入所			
	h3. 11. 183. No. 10	1999年4月 公認会計士登録			
	は せ がわ えい じ 長 谷 川 英 司	2004年3月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社			
	(1974年6月11日生)	2011年4月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズパートナー	- 株		
	tor br	2022年10月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役(現任)	一 1 未		
4	新任 社 外 独 立				
4		(重要な兼職の状況)			
		株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ取締役			
	(社外取締役候補者とした	理由及び期待される役割の概要)			
	公認会計士として財務や経営の専門性を活かし、事業再編や企業再生ストラクチャーに関する幅広い経験と見識を有				
	しております。また、ヘルスケア領域の多くの投資先の企業再生、企業価値向上を実現しております。当該見地に基づ				
	き当社経営に対する監督や	助言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式 数
Б 7	海 老 原 成 敏 (1979年11月21日生) 新任 社 外 独 立	2002年4月 株式会社キーエンス入社 2013年11月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2021年1月 株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメントディレクター (現任) 2021年6月 エヌ・デーソフトウェア株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメントディレクターエヌ・デーソフトウェア株式会社社外取締役	一株
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 上場会社を対象とした事業再生支援やマーケティング戦略構築に関する幅広い経験と見識を有しております。また、 ヘルスケア領域の投資先の企業再生、企業価値向上の実績を有しており、当該見地に基づき当社経営に対する監督や助 言をいただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 長福 恭弘氏は、株式会社メディセオの代表取締役を兼務しており、当社は同社に対し、医薬品の販売等の取引関係があります。
  - 2. 他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 3. 長福 恭弘氏、新名 孝至氏、長谷川 英司氏及び海老原 成敏氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 当社は、社外取締役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする予定です。
  - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。
    - 各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 6. 長福 恭弘氏は、株式会社メディセオの代表取締役に就任していますが、同社は、2016年及び2018年に実施された独立行政 法人地域医療機能推進機構(JCHO)による医薬品の入札について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違 反する行為を行っていた疑いがあるとして公正取引委員会による立入り検査および東京地方検察庁による捜索を受けました が、同社は、同事案につき、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用申請を行い、過去の違反行為を自主的に申告するとともに、同委員会による調査に全面的に協力し、排除措置命令、課徴金納付命令のいずれも受けておりません。
  - 7. 当社は、新名 孝至氏、長谷川 英司氏及び海老原 成敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

## 第8号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本新株式の払込みを停止条件として、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。 なお、本議案について、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の 株式 数
田 ク	しら がみ まこと 首 神 誠 (1951年10月16日生) 新任 社 外 独 立	1977年4月 厚生省入省 1984年4月 世界保健機関(WHO)西太平洋地域事務局(フィリピン国マニラ)出向 1985年4月 世界保健機関(WHO)本部(スイス国ジュネーブ)出向 1999年7月 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構信頼性調査部長 2001年3月 厚生労働省退官 2001年4月 日本大学薬学部教授 2017年4月 帝京平成大学薬学部教授 2020年4月 ノーベルファーマ株式会社入社 2021年7月 同社執行役員法令遵守監督本部長(現任) 1022年11月 日本大学名誉教授(現任) (重要な兼職の状況) ノーベルファーマ株式会社執行役員法令遵守監督本部長 日本大学名誉教授 ファーマコエコノミクス研究会代表世話人 公益財団法人医療科学研究所理事 社団法人日本ホームヘルス機器工業会管理者講習委員会委員長 公益財団法人一般用医薬品セルフメディケーション振興財団評議員	一株
		締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 界保健機関への出向をはじめ、厚生労働省薬剤師試験委員、厚生労働省医)	<b>首家議</b> 今亩明昌
		が床硬機関への山内ではしめ、厚生カ側自采剤岬や駅安員、厚生カ側自因が 葉県後発医薬品使用促進協議会会長、日本社会薬学会会長、日本薬学会レ:	
		職を長年歴任し、業界における高度な専門知識・見識を有しており、当該	
	経営に対する助言や監督い	ただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といたしました。	

候補者	氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社		
番号	(生年月日)	( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	の株式数		
	おお ふじ よし ひと	1990年4月 武田薬品工業株式会社入社			
	大 藤 良 仁	2019年12月 日本製薬株式会社入社			
	(1967年8月28日生)	2021年4月 同社取締役経理部長	- 株		
	新任 社 外	2022年10月 株式会社メディパルホールディングス入社			
	1011L   L 21	2022年10月 同社財務経理部副部長(現任)			
2	(監査等委員である社外取締	帝役候補者とした理由及び期待される役割の概要)			
	武田薬品工業株式会社及で	びその子会社の日本製薬株式会社で財務経理部門に長年在籍し、決算手続	き並びに財務諸表		
	の作成等や武田薬品グループ	プ全体及び研究開発部門・国内営業部門の業績管理・予算管理等に従事され	h、また、日本製		
	薬株式会社の取締役経理部	長を歴任されるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりる	ます。かかる豊富		
	な経験と幅広い見識を当社の	の監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補	輔者といたしまし		
	た。				
		2011年4月 有限責任あずさ監査法人入所			
		2015年9月 公認会計士登録			
		2015年10月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社			
	えの もと けい すけ 榎 本 圭 助	2022年11月 榎本公認会計士事務所代表 (現任)			
	(1987年12月16日生)	2022年11月 株式会社サクト・アドバイザリー代表取締役(現任)	- 株		
	新任 社外 独立				
3	初江 在	(重要な兼職の状況)			
		榎本公認会計士事務所代表			
		株式会社サクト・アドバイザリー代表取締役			
	(監査等委員である社外取締	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	公認会計士として企業の	会計監査に関する豊富な経験を持ち、財務・会計に関する高度な知識と幅別	広い見識を有して <b>■</b>		
	おります。企業会計の専門	家として、経営全般に対する適法性及び妥当性に関する監査及び助言によ	り、経営の透明性		
		の寄与を期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	. , ,		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 白神 誠氏、大藤 良仁氏及び榎本 圭助氏は、社外取締役候補者であります。
  - 3. 当社は、社外取締役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額とする予定です。
  - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。

各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、白神 誠氏及び榎本 圭助氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

#### 第9号議案 株式併合の件

本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社株式70,384,700株を1株に併合すること(本株式併合)を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行される時点に応じた条件が付されており、本 第三者割当増資に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来する効力発生日(以下「本株 式併合効力発生日」といいます。)において、実際に、株式併合の効力が発生することとなります。

1. 株式併合を行う理由

当社は、「第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由 (1)第三者割当増資による新株式発行の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当増資を行うとともに、本完全子会社化取引を実施することが、当社の資金面及び事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策であるとの結論に達しました。

そこで、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本第三者割当増 資に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を割当予定先のみとするために、本株式併合 を実施することといたしました。

- 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項
- (1) 併合の割合 当社株式について、70,384,700株を1株に併合いたします。
- (2) 株式の併合がその効力を生ずる日

本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、本株式併合効力発生日を以下のとおりといたします。

- ①2023年3月9日までに本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式 併合効力発生日を2023年3月31日といたします。
- ②2023年3月10日以降、2023年3月31日までに本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2023年4月22日といたします。
- (3)併合する株式の種類 普通株式
- (4) 効力発生日における発行可能株式総数 10株

3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

会社法第298条第1項に基づき本臨時株主総会の招集の決定をした日における会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項は、以下のとおりです。

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、70,384,700株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を割当予定先のみとすることを目的として行われるものであること、本第三者割当増資に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

その他、併合の割合についての定めの相当性に関する事項は以下のとおりです。

(1) 当社の株主 (親会社等を除く) の利益を害さないように留意した事項

本完全子会社化取引においては、割当予定先は本第三者割当増資の払込前の時点では当社の親会社等に該当しませんが、当社は、割当予定先が本第三者割当増資を含む本完全子会社化取引を通じて当社の株主を割当予定先のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本完全子会社化取引の公正性の担保、本完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記に記載の措置を講じております。

① 本特別委員会における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得上記「第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由 (1)第三者割当増資による新株式発行の目的及び理由 (2)発行条件等の合理性 ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、第三者算定機関である赤坂国際会計に対して、当社普通株式の株式価値の算定並びに本新株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額についての当社の少数株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、赤坂国際会計から本株式価値算定書を取得しております。算定の概要の概要については、上記「第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由 (1)第三者割当増資による新株式発行の目的及び理由 (2)発行条件等の合理性 ① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

更に、本特別委員会は、赤坂国際会計から本フェアネス・オピニオンを取得しております。

② 当社における、当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の入手

当社は、割当予定先及び当社の経営者から一定程度独立した者として、東京証券取引所に独立役員として届け出ている当社社外取締役である今村元氏(弁護士)及び当社社外取締役(監査等委員)である堀仁志氏(公認会計士)、並びに本件に類似する構造的な利益相反関係のある取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者として若槻哲太郎氏(弁護士、村田・若槻法律事務所)

の3名で構成される本特別委員会を設置し、本第三者割当増資の必要性及び相応性、並びに、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引が当社の少数株主にとって不利益ではないかに関する意見を諮問し、本第三者割当増資には必要性及び相応性が認められ、また、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない旨の答申書を取得しております。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選定し、同事務所より、本第三者割当増資及び本完全子会社化取引の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及び割当予定先から独立しており、当社及び割当予定先との間に重要な利害関係を有しておりません。

- ④ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)の承認 2022年11月14日開催の取締役会においては、特別の利害関係を有しない9名が出席し、その全会一致 により上記決議を行っております。なお、当社代表取締役社長の田村友一氏は、同日現在、自ら並びに 自らが代表取締役を務める株式会社TAMURA及びその完全子会社である株式会社拓を通じて当社の 株式8,504,448株(議決権の個数85,044個、議決権所有割合12.08%)を保有しており、特別利害関係取 締役に該当するおそれがあるため、当該取締役会を欠席しております。
- (2) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合に関する事項
  - ① 端数処理の方法に関する事項
    - ア. 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、割当予定先以外の当社の少数株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数(会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を、同法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様に交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社普通株式を当社にて取得することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、36円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

イ. 会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定による処理(市場において行う取引による売却を除く。)を予定している場合における、売却に係る株式を買い取る者となると見込

まれる者の名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性並びに売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み(当該見込みに関する取締役の判断及びその理由)

- a. 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称 日医工株式会社
- b. 日医工株式会社が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性 当社は、2023年1月17日現在、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社 普通株式の売却代金の支払のための資金に相当する額の現預金を有しております。また、当社にお いて、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却代金の支払 に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

したがって、割当予定先による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社 普通株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しておりま す。

c. 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2023年4月から2023年5月を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2023年4月から2023年5月を目途に当該当社普通株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2023年5月から2023年6月を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社普通株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前営業日時点の当社の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

② 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項本株式併合交付見込金額は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に、本第三者割当増資における本新株式の払込金額(約31.57円)に対して14.02%のプレミアムを付した金額である36円を乗じた金額に設定することを予定しております。この金額は、本取締役会決議日の前営業日である2022年11月11日の終値362円に対しては90.06%のディスカウントとなります。しかしながら、上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、本株式併合交付見込金額は、当社の財務体質の抜本的な

改善のためには大規模な資金注入が必要不可欠であり、仮に大規模な資金注入が早期に実行されなけれ

ば、当社の足下の資金繰りは極めて困窮することになるため、事業の継続が困難となる懸念があり、株価の下落等を通じて当社の少数株主の皆様を更なるリスクにさらすおそれがあるといった状況の下で、複数のスポンサー候補との間で真摯な協議を経て、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示したスポンサー候補である割当予定先との間の複数回に亘る交渉により、最終的に合意されたものであり、本事業再生ADR手続において本対象債権者に対して多額の将来期間損失等も踏まえた相当額の債務免除等を要請せざるを得ない状況であり、200億円規模の資本性資金の調達が必要不可欠な当社の置かれた状況を踏まえれば、当社が当社の少数株主の皆様に提供できる現時点で最善の条件であり、当社の少数株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額(36円)については、相当であると判断しております。

- 4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
  - ① 継続企業の前提に関する事項

上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社は、2022年3月期において、北米事業にて投資を継続してきた、バイオシミラー(バイオ医薬品の後続品)、オーファンドラッグ製剤(希少疾病治療薬)の開発計画全体を見直したことに起因して、北米事業における投資に伴い計上していたのれん、バイオシミラー・オーファンドラッグ製剤等の開発に係る無形資産を中心に84,130百万円の減損損失を2022年3月期において計上することとなり、また、2022年3月期は104,984百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上することとなり、親会社所有者帰属持分比率は2021年3月期の30.6%から2022年3月期は5.1%まで低下いたしました。加えて、当連結会計年度(2023年3月期)においても、継続的に営業損失及び親会社の所有者に帰属する四半期損失を継続的に計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

② 本事業再生ADR手続の正式申込及び受理、本事業再生計画の成立

上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、当社は、厳しい経営状況及び財務体質を踏まえ、本対象債権者の同意の下で、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指すため、2022年5月13日開催の取締役会において、本事業再生ADR手続の申込を決議し、事業再生実務家協会(同協会は、法務大臣より認証紛争解決事業者としての認証、及び経済産業大臣より特定認証紛争解決事業者としての認定を受けている団体です。)に対し、本事業再生ADR手続についての正式な申請を行いました。

その後、当社は、2022年5月26日に、本対象債権者の出席の下、本事業再生ADR手続に基づく事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議(第1回債権者会議)を開催し、その後、当社は、本事業再生計画案を策定し、2022年11月16日に事業再生計画案の協議のための債権者会議(第2回債権者会議)にお

いて、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明し、2022年12月28日に開催した事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本対象債権者から合意をいただき、本事業再生計画が成立いたしました。

本事業再生計画の内容には、本新株式の払込みの日に本対象債権者たる全てのお取引金融機関15社から55,784,651,484円の債務免除を受けることが含まれております。なお、この金額は、2022年12月28日時点で債務免除が確定した金額であり、今後、上記金額に加えて最大42,715,348,516円(上記金額と合計して最大98,500,000,000円)の債務免除を受けることがあります。

#### ③ 本第三者割当増資

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、割当予定先を割当先とする払込金額の総額200億円の第三者割当増資による本新株式の発行を実施することを決議いたしました。

また、当社は、同日開催の取締役会において、当社の株主を割当予定先のみとするために、当社普通株式70,384,700株を1株に併合し、割当予定先以外の当社株主の皆様に対し、総額で約25億円(1株当たり36円)の金銭を交付すること(本株式併合)等について決議いたしました。

上記の取締役会決議は、割当予定先が本第三者割当増資及びその後の本株式併合を経て、当社を割当予 定先の完全子会社とすることを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを 前提として行われたものです。

#### ④ 北米事業に係る減損損失の計上

上記「第1号議案から第10号議案の上程に至る経緯」に記載のとおり、Sagentグループは、2022年3月期及び2023年3月期第1四半期において継続して営業損失を計上していることや(2022年3月期は38,998百万円、2023年3月期第1四半期は1,805百万円の営業損失)、今後の米国市場における事業展開を踏まえて、国際会計基準(IFRS)に基づき減損テストを実施いたしました。その結果、当社は、2023年3月期第2四半期において、Sagentグループに係るのれんを含む固定資産についての減損損失47,417百万円を計上いたしました。

#### 第10号議案 単元株式数の定め等の廃止に関する定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

第9号議案「株式併合について」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は10株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなり、また、定時株主総会の基準日を定める必要性が低くなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第9条(単元株式数)、第11条(単元未満株式についての権利)、第12条(単元未満株式の買増請求)、第15条(定時株主総会の基準日)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案に係る定款変更は、第2号議案に係る定款変更の効力発生、及び第9号議案「株式併合について」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

定款変更(2)による変更後の定款		追	加	変	更	案	
(発行可能株式総数)	(発行可	丁能株式	総数)				
第7条 当会社の発行可能株式総数は、	第7条	当会社	の発行	可能相	朱式総	数は、	<u>10</u> 株とす
<u>750,000,000</u> 株とする。	る。						
(単元株式数) 第9条 当会社の1単元の株式の数は、100株と する。	(削除)						
第10条(条文省略)	第 <u>9</u> 条	(現行ど	おり)				

定款変更(2)による変更後の定款	追 加 変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第11条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利	(削除)
(単元未満株式の買増請求) 第12条 当会社の株主は、株式取扱規則に定める ところにより、その有する単元未満株式の数と 併せて単元株式数となる数の株式を買増すこと を請求することができる。	(削除)
第 <u>13</u> ~第 <u>14</u> 条(条文省略)	第 <u>10</u> 条~第 <u>11</u> 条(現行どおり)
<u>(定時株主総会の基準日)</u> 第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日 は、毎年3月31日とする。	(削除)
第 <u>16</u> 条~第 <u>36</u> 条(条文省略)	第 <u>12</u> 条~第 <u>32</u> 条(現行どおり)

以上

#### インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス https://www.web54.net

#### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) パソコン及び携帯電話により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議 決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
  - なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権 行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
- (3) 議決権の行使期限は、2023年2月16日(木曜日)午後5時40分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (4) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを 有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソ コン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有 効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (5) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、 株主様のご負担となります。

#### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

「電話」 0120 (652) 031 (受付時間 午前9時00分~午後9時00分)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
  - イ. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

ロ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 午前9時00分~午後5時00分 土日休日を除く)

#### 5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

X	<del>T</del>

X	<del>T</del>

X	<del>T</del>

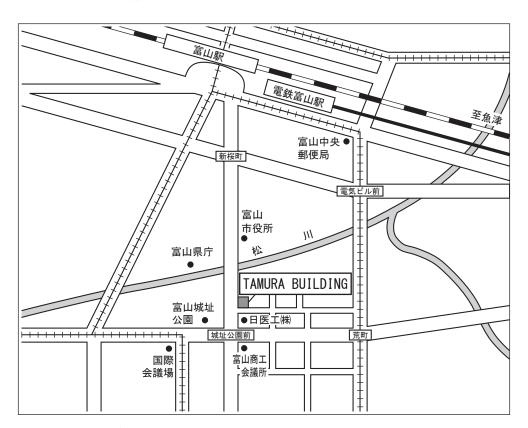
X	<del>T</del>

X	<del>T</del>

# 株主総会会場ご案内図

富山県富山市総曲輪一丁目5番24号

TAMURA BUILDING 1階



- ○JR富山駅より徒歩約15分
- ※ 当会場には駐車場のご用意はございません。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場を見合わせていただくことも ご検討いただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご活 用くださいますようお願い申しあげます。
- ※ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。